

佐世保市障がい福祉施設整備計画

(令和6年度～令和8年度)

1 整備方針

令和6年度から令和8年度までに国庫補助金等を活用して実施する施設整備の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 障がい児に対応した短期入所施設にかかる整備、障がい児が利用できる短期入所サービスを付随的に行うための施設の新設、改築等に係る整備
- (2) 身体障がい者、重度心身障がい者を積極的に受け入れることを目的とする、グループホームの新設、バリアフリー化を実現するための改築等に係る整備
- (3) 災害時の施設利用者の安全安心を確保するための整備
- (4) この他、緊急的な対応又は本市における社会資源の充実を図るための整備

2 方針の位置づけ

「第7次佐世保市総合計画」において、障がい者が地域で社会参加しながら、自立した生活を送れるようにすることを目的として、入所施設などから地域生活に移行した障がい者の数を KPI（重要業績評価指標）として掲げている。その理念と目標を同じくして、「佐世保市障がい者プラン」及び令和6年3月に策定した「第7期佐世保市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、「障がい福祉計画」という。）は、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現を目標とし、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援等を基本理念として、障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービス等を確保するための方策等を示す事業計画として位置付けられる。

「佐世保市障がい福祉施設整備計画」（以下、「本計画」という。）は、障がい福祉計画におけるサービス等の事業量見込み及び今後の方針に基づき、十分なサービス等を提供できる環境を整備することを目的とし、限られた財源の中で多様化するニーズに適切に応えられるよう整備の必要性を精査し、真に必要と認められる場合に実施する。

3 本計画の実施期間

障がい福祉計画に基づき、令和6年度から令和8年度を本計画の実施期間とする。

4 各障がい福祉サービスの見込み量

《障がい福祉サービス》

◎訪問系サービス : 事業所数 42

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	238	236	232	227	221	215

◎日中活動・訓練・就労系サービス

(1) 生活介護 : 事業所数 33 (定員計1,021人)

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	900	917	941	952	963	975

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練） : 事業所数 6 (定員計63人)

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	25	25	23	24	24	24

(3) 就労移行支援 : 事業所数 9 (定員計76人)

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	28	28	29	28	27	26

(4) 就労継続支援（A型） : 事業所数 11 (定員計179人)

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	149	153	158	158	159	159

(5) 就労継続支援（B型）：事業所数 58（定員計1,135人）

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	1,121	1,147	1,173	1,198	1,198	1,198

(6) 就労定着支援：市内施設なし

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	0	1	1	1	1	1

(7) 療養介護：市内施設なし

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	89	87	83	83	83	83

(8) 短期入所（医療型・福祉型）：事業所数 15（定員計384人）

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／月)	30	26	45	45	54	56

◎居宅・施設系サービス

(1) 自立生活援助 : 事業所数 0

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

(2) 共同生活援助 : 事業所数 41（定員計815人）

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	564	594	622	653	686	720

(3) 施設入所支援 : 事業所数 7（定員計463人）

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	396	396	400	399	390	380

◎相談支援 : 事業所数 計画相談支援30、地域移行支援7、地域定着支援4

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	529	532	525	523	521	520
地域移行支援	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	0	0	0	1	1	1

《児童へのサービス》

○利用者数（人／月）

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	２２０	２５８	２８３	３１５	３５１	３９１
居宅訪問型 児童発達支援	０	０	１	１	１	１
放課後等 デイサービス	８５０	８７５	９３４	９９３	１，０５６	１，１２３
保育所等 訪問支援	１６	２０	２５	３２	４１	５２
障がい児 相談支援	１９０	２００	２３６	２５４	２７４	３９５

○事業所数（のべ）

児童発達支援	３１
放課後等デイサービス	５３
保育所等訪問支援	６
障害児相談支援	２５

５ 国庫補助金を活用した整備実績

整備年度	施設種別	整備内容	定員増減	補助金額
H29 年度	入所施設 ３ か所、 グループホーム ７ か所、通所 施設 ６ か所	防犯対策（防犯カ メラ、非常通報装 置等設置）	－	20,076 千円
	グループホーム	大規模修繕	４	5,560 千円
H30 年度	グループホーム	創設	７	34,200 千円
R 元年度	日中サービス支援型グループ ホーム	創設	５	38,290 千円
R 2 年度	日中サービス支援型グループ ホーム	創設（危険区域か ら移転）	20	59,340 千円
R 3 年度	事業実施無し			
R 4 年度	グループホーム	自家発電装置の 設置	０	4,286 千円
	障害者支援施設	ブロック塀の建 替え	０	1,929 千円
R 5 年度	事業実施無し			

6 障がい福祉における課題と施設整備の見通し

(1) 障がい児短期入所について

佐世保市では成人の障がい者を受け入れる短期入所施設は一定数確保されている（「4 各障がい福祉サービスの見込み量」（8）参照）が、障がい児を受け入れ可能な事業所の不足が顕著であり、長らく課題となっている。利用者及び家族の負担軽減のためにも、障がい児の短期入所施設の拡充が急務となっており、障がい福祉計画においても、「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に対応した医療型短期入所の新設の促進」及び「障がい児に対応した福祉型短期入所の新設の促進」を方針として掲げている。

佐世保市における障がい児の短期入所サービスは、障がい児を預かることに対するリスク、ノウハウやスキルの蓄積、人的資源の確保、採算性の問題などから医療型・福祉型ともに普及が進んでおらず、他市の施設に頼る状況が続いている。この問題を受けて、「佐世保市地域自立支援協議会子ども部会」（以下、「子ども部会」という。）において関係事業所への働きかけを始め、障がい児の受け入れに係る課題や利用者と施設のマッチングシステムの構築等に関しての協議を継続している。それら活動が実り、令和5年度に障害者支援施設にて障がい児の短期入所受け入れを実現しており、これを皮切りに障がい児の受け入れを加速させるために、子ども部会と障がい福祉課が連携しながら課題整理や情報共有等の活動を継続している。

以上のことから、障がい児を受入れ可能とするための課題整理やマッチング等の活動と並行して、本計画においては、障がい児を受入可能とする短期入所サービスの拡充に係るハード面での支援をすることとし、整備方針の一つとして「**障がい児に対応した短期入所施設にかかる整備、障がい児が利用できる短期入所サービスを付随的に行うための施設の新設、改築等に係る整備**」を優先的に進めるものとする。

(2) グループホームについて

障がい福祉計画において、「入院や入所から地域生活への移行に対応するため、障がいの重度化や高齢化した方の地域移行の受け皿として、グループホームの需要は一層高まると予想」され、「施設整備補助金などの活用により、必要性や利便性などを考慮してグループホームの整備を支援」することを方針として掲げている。

平成30年度～令和2年度の前々計画においては、自立した生活を希望する人や入所施設及び病院等からの地域生活への移行に対応するため、特に地域における居住の場としてのグループホームの整備を図ることとし、国庫補助金を活用しながら整備を推進した。加えて、各事業者による主体的な整備が図られたことから、利用者数に対する定員数は一定充足したため、令和3年度～令和5年度の前計画ではグループホームの新設を施設整備補助の対象としないこととした。「4 各障がい福祉サービスの見込み量」によると、グループホームの総定員数815名は令和8年度までの利用者見込数を上回っている。

一方、市内グループホーム106事業所を対象とし、障がい種別ごとの受け入れ可能な対象者に関して、「主な受入対象」には「◎」、「受入れ可能」には「○」として調査を行った結果、知的障がい者を受入れ可能とするグループホームは99.1%、精神障がい者を受入れ可能とするグ

グループホームは82.1%と比較して、身体障がい者を受入れ可能とするグループホームは50.1%であり、受け入れ可能な障がいの種別には偏りがある。さらに、常時の介護サービスの提供を行い重度の障がい者を受入れ可能とする「日中サービス支援型」のグループホームは市内で3事業所のみである。この背景として、知的障がい者や精神障がい者を受け入れるグループホームは、既存の施設や建物などを活用することで比較的容易にサービスを開始することができるが、身体障がい者及び重度の障害をもつ方を受け入れるためには手すりやスロープなどのインフラを整備することが必要であり、サービス拡充の障壁の一つとなっている。

佐世保市の手帳所持者数の割合に関して、障がい福祉計画によると、令和5年3月末現在、身体障害者手帳所持者が12,621人、療育手帳所持者が2,948人、精神障害者保健福祉手帳所持者が3,416人である。身体障害者手帳所持者のうち76.3%を65歳以上の高齢者が占め、身体障害者手帳所持者のうち46.1%が1級及び2級に該当する重度障がい者となっている。今後の障がい者の高齢化、障がいの重度化の進展を考慮すると、重度の障がい者や肢体不自由の障がいを持つ方の地域生活支援拠点の整備の必要性は一層高まると思われる。

以上のことから、令和6年度～令和8年度の本計画においては、「第7次佐世保市総合計画」の施策4「障害者の自立と社会参加の環境づくり」における「入所施設などから地域生活に移行した障がい者の数」の目標に照らし、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から地域移行支援の充実を実現する居住支援を実施するために、「**身体障がい者、重度心身障がい者を積極的に受け入れることを目的とする、グループホームの新設、バリアフリー化を実現するための改築等に係る整備**」を優先的に進めるものとする。

市内共同生活支援施設106施設に対する調査結果（令和5年度実施）

施設形態別内訳

施設形態	事業所数
介護サービス包括型	92
日中サービス支援型	3
外部サービス利用型	11

障がい別入所対象者

	知的	精神	身体
主な受入対象（◎）	54	27	14
受入可能（○）	51	60	40
要相談（△）	0	15	46

【参考：国が示す優先順位を付す際の整備方針（抜粋）】

ス 障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備を図るもの

（３）災害時の利用者の安全を確保するための整備-----

第7次佐世保市総合計画「まち《都市基盤》」の目指すべき方向性として「災害に強いまちづくり」において、危険箇所や避難場所を事前に把握・周知するとともに、住民の生命を守るための危険度に応じた効果的な対策を進めることが示されており、また、市長マニフェストの「99の政策」においては「災害時要支援者の把握と誰一人取り残さない防災体制の構築」を掲げており、佐世保市全体として、災害に強いまちづくりを目指している。また、障がい者プランにおいては、障がい者の「自分らしい自立した生活の支援」の基本目標に係る安全安心対策の推進施策の中で「災害時に強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会」の実現を目指す」ことを基本方針として掲げている。一方で、本市においては、少子高齢化や、人口減少の問題はますます深刻化することが予想される中、人口密度は減少し、生活圏の維持や施設・建物の老朽化、交通手段等のインフラ整備・維持も難しくなることが予想される。

このような中、各障がい福祉施設においては要配慮者利用施設として、建物の耐震化や水害対策、災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備や断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備等を進める必要があり、当計画の整備方針の一つとして、「**災害時の施設利用者の安全安心を確保するための整備**」を優先的に進めるものとする。

【参考：国が示す優先順位を付す際の整備方針（抜粋）】

ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの

イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの

ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの

エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）当危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの

カ 国土強靱化地域計画に位置付けられている整備を行うもの

コ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの

7 整備予定数について

施設整備補助金の対象事業については、佐世保市の財政状況を踏まえつつ、応募事業者及び事業内容の正当性や必要性について慎重に審査し、佐世保市地域自立支援協議会に諮り、その承認をもって決定する。毎年度1～3施設程度の整備を目安として計画的に事業実施を行う。

	実績						計画		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
施設数	1	1	1	0	2	0	1～3	1～3	1～3
整備内容	グループホームの新築工事			自家発電装置の設置 ブロック塀建替え			整備方針に基づく整備		

以上